平成２６年（フ）第３０３号
宮崎市田野町甲6008番地８　あいらんど田野Ｂ棟105号、前住所宮崎県都城市高城町穂満坊135番地１
債務者　上東　清信
１　決定年月日時　平成26年12月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７１号
宮崎県都城市久保原町11街区22の２号
債務者　岡元みゆき（旧姓安形）
１　決定年月日時　平成26年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第６９号
鹿児島県霧島市隼人町真孝1382番地
債務者　末永　栄樹
１　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
沖縄県名護市字旭川245番地
債務者　岸本　敏行
１　決定年月日時　平成26年12月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第５４３号
北九州市小倉南区若園２丁目１番50―210号
債務者　大森るみ子（旧姓城山）
１　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１８５７号
名古屋市港区野跡４丁目１番１―2308号　みなと荘
債務者　稲垣　澄夫
１　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２５号
広島県福山市南町16番１号　延近ビル203
債務者　関藤富士子（旧姓小畠）
１　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２２７号
広島県福山市新市町大字戸手1180番地２
債務者　弓場みゆき（旧姓的場）
１　決定年月日時　平成26年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２３０号
広島県福山市新涯町２丁目３番16―305号　クリエイトⅠ
債務者　藤岡　明美
１　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第４６０号
神奈川県伊勢原市板戸738番地　アメニティ板戸１―301号
債務者　佐藤真由美
１　決定年月日時　平成26年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４９３号
千葉県流山市向小金２丁目560番地の１　リカスコート101
債務者　谷口　梨絵
１　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５２７号
千葉県松戸市金ケ作222番地の１　金ケ作県営住宅１棟116号
債務者　長橋　純子
１　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１７１９号
名古屋市中川区万場４丁目501番地の１　プラシードⅡ102号、従前の住所愛知県知多市新舞子東町２丁目13番地の７
債務者　田中　政成
１　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２９２号
岩手県岩手郡岩手町大字久保第10地割77番地１、旧住所大阪市浪速区大国２丁目16番23―311号
債務者　久保　英己
１　決定年月日時　平成26年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２９６号
盛岡市中太田八卦24番地５
債務者　宮﨑　文彦
１　決定年月日時　平成26年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３０９号
盛岡市仙北１丁目７番10号
債務者　進藤　英三
１　決定年月日時　平成26年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３１１号
盛岡市清水町４番27号　盛南荘15号
債務者　高橋　正彰
１　決定年月日時　平成26年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部